

道路の位置の指定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の敷地が接しなければならない道路として、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定に基づき指定を受けた道路(以下「位置指定道路」という。)及びその指定について、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び相模原市建築基準条例(平成11年12月22日条例第47号。以下「条例」という。)その他関係法令に定めるもののほか手続きに係る必要な事項等を定め、事務の円滑化とともに良好な市街地の形成の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 申請者 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、変更又は廃止(以下「指定等」という。)を受けようとする者をいう。
- (2) 代理人 申請者より委任を受けた者で、申請者に代わり、提出、受領及び訂正を行う者をいう。
- (3) 工事施工者 申請者又は申請者より委任を受け道路の位置の指定等を受けるために行う道路の築造に係る工事を行う者をいう。
- (4) 指定 第4条に規定する申請に基づき築造された道路について、特定行政庁が道路の位置を指定することをいう。
- (5) 変更 すでに指定を受けている位置指定道路について、指定の範囲や形状等を変更したい場合に、位置指定道路として使用しなくなる部分の廃止と併せて指定を行うことをいう。
- (6) 廃止 位置指定道路の全部又は一部について、指定を取消すことをいう。
- (7) 計画敷地 指定を受けようとする道路、指定を受けようとする道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路をいう。

(事前協議)

第3条 申請者は、道路の位置の指定等を受けようとする場合、規則第9条の

規定による申請(以下「本申請」という。)の前に、市長へ事前協議の申請を行わなければならない。

2 事前協議の申請は、道路位置指定等事前協議書(要綱様式第1号)に次の各号に掲げる図書を添付して申請するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 公図の写し
- (3) 敷地計画図
- (4) 現況図
- (5) 求積図及び求積表
- (6) その他必要な図書

3 市長は、前項の申請があった場合は、道路の位置の指定等に係る計画について協議し、その意見について事前協議意見書(要綱様式第2号)を申請者に交付するものとする。

4 申請者は、前項の規定による交付日の翌日から起算して1年以内に本申請を行わなかった時は、改めて第1項に規定する事前協議を行うものとする。

(本申請)

第4条 申請者は、第3条第3項の通知の受領後に道路の位置の指定等に係る工事を行おうとする場合、市長へ本申請を行わなければならない。

2 本申請は、新たに道路の位置の指定を受けようとする場合は道路の位置の指定申請書(規則第1号様式)、位置指定道路の位置の変更または廃止をしようとする場合は道路の位置の指定の変更、廃止申請書(規則第2号様式)に、次の各号に掲げる図書を添付した正本及び副本を各一通作成し申請するものとする。

- (1) 道路の位置の指定承諾書(規則第3号様式)
- (2) 道路の位置の指定廃止承諾書(規則第4号様式)
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 登記事項証明書
- (5) 付近見取図
- (6) 公図の写し
- (7) 敷地計画図
- (8) 高低測量図(平たんな敷地にあつては省略することができる。)

- (9) 現況図
- (10) 求積図及び求積表
- (11) 構造図等
- (12) その他必要な図書

3 市長は、第1項の申請を受け、その内容が令第144条の4第1項各号及び条例第59条の15第2項各号に掲げる基準に適合していることを確認したときは、その結果を確認結果通知書(要綱様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 申請者は、前項の規定による通知日の翌日から起算して3年以内に第5条に規定する工事完了届の提出を行わなかった時は、改めて第3条に規定する事前協議の申請を行うものとする。

(工事完了届)

第5条 申請者は、道路の位置の指定等に係る工事が完了したときは、速やかに市長へ工事完了届(要綱様式第4号)を提出し、完了検査を受けなければならない。

2 工事完了届の提出は、次の各号に掲げる図書を添付して申請するものとする。

- (1) 工事完了写真
- (2) 工事施工写真
- (3) 指定道路敷の登記事項証明書
- (4) 指定道路敷の地積測量図
- (5) 完了図面

ア 付近見取図

イ 公図の写し

ウ 敷地計画図

- (6) その他必要な図書

3 完了検査は、代理者及び工事施工者の立会いの上で行うものとする。

(道路の位置の指定等)

第6条 市長は、第5条の申請に基づき工事の完了を確認した場合は、第4条の申請に基づき道路の位置の指定等をしなければならない。

2 前項の指定等をした場合、道路の位置の指定をしたときは道路の位置の指

定通知書(要綱様式第5号)を、同項の変更をしたときは道路の位置の変更通知書(要綱様式第6号)を、同項の廃止をしたときは道路の位置の廃止通知書(要綱様式第7号)に副本を添えて、申請者に通知するものとする。

(その他必要な事項等)

第7条 申請者は、道路の位置の指定等を受けようとする場合、法令その他別に定めるもののほか、良好な市街地の形成を確保するために、次の各号を実施しなければならない。

(1) 計画敷地内の一宅地あたりの敷地面積は、100平方メートル以上確保する計画とすること。

(2) 私道に接続して指定を受けようとする計画である場合は、道路の位置の接続指定承諾書(要綱様式第8号)により、当該私道の権利者の承諾を得ること。

(3) 計画敷地の周辺住民に道路の位置の指定等に係る計画内容の周知を行い、その結果を市長に書面にて報告すること。その周知の範囲は申請区域の境界線から水平距離10メートルとすること。

(4) 計画敷地内の建築物の利用者が「ごみ・資源集積場所」を利用する必要がある場合には、ごみ・資源集積場所の設置又は利用について、関係者と協議を行い、その結果を市長に書面にて報告すること。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、道路の位置の指定等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による施行前の道路の位置の指定(変更又は廃止)要領の規定により定められた様式が現存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

規則様式

道路の位置の指定申請書（第1号様式）

道路の位置の指定の変更、廃止申請書（第2号様式）

道路の位置の指定承諾書（第3号様式）

道路の位置の指定廃止承諾書（第4号様式）

要綱様式

道路位置指定等事前協議書（要綱様式第1号）

事前協議意見書（要綱様式第2号）

確認結果通知書（要綱様式第3号）

工事完了届（要綱様式第4号）

道路の位置の指定通知書（要綱様式第5号）

道路の位置の変更通知書（要綱様式第6号）

道路の位置の廃止通知書（要綱様式第7号）

道路の位置の接続指定承諾書（要綱様式第8号）

道路の位置の指定申請書

相模原市長 あて		年 月 日
		申請者 住所 (築造主) 氏名 電話番号 ()
<p>建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。</p>		
1	代理人	住所 氏名 (担当者:) 電話番号 () 登録第 号 資格名称
2	申請 区域	地名地番 相模原市
		用途地域
		防火地域 防火地域・準防火地域・指定なし
		その他地域地区
3	指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番及び地目	相模原市
4	指定を受けようとする道路の幅員及び延長	幅員 メートル 、 延長 メートル
5	指定を受けようとする道路の境界標示方法	
6	道路築造着工予定日	年 月 日
7	道路築造完了予定日	年 月 日
※ 受付 欄		年 月 日
		第 号
		年 月 日

注意

- 1 申請者及び代理者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 代理人について担当者がある場合は、担当者名を記載すること。
- 3 ※印の欄には記入しないでください。

道路の位置の指定の変更、廃止申請書

年 月 日		相模原市長 あて	
		申請者 (築造主)	住所 氏名 電話番号 ()
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止をしたいので関係書類を添えて申請します。			
1	代理者	住所 氏名 電話番号 () 資格名称	(担当者:) 登録第 号
2	申請 区域	地名地番	相模原市
		用途地域	
		防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし
		その他地域地区	
3	廃止しようとする道路の指定番号及び年月日	第 号、年 月 日	
4	廃止しようとする道路の地名地番及び地目	相模原市	
5	申請区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止（全部） <input type="checkbox"/> 廃止（一部）	
6	廃止しようとする道路の幅員及び延長	幅員 メートル、	延長 メートル
7	指定を受けようとする道路となる敷地の地名地番及び地目	相模原市	
8	指定を受けようとする道路の幅員及び延長	幅員 メートル、	延長 メートル
9	指定を受けようとする道路の境界標示方法		
10	道路築造着工予定日	年 月 日	
11	道路築造完了予定日	年 月 日	
※ 受付 欄			変更 廃止
			年 月 日 第 号
			公告
		年 月 日	

注意

- 1 申請者及び代理者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 代理者について担当者がある場合は、担当者名を記載すること。
- 3 ※印の欄には記入しないでください。

道路の位置の指定承諾書

（申請者）申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定については、異議ありません。

また、指定後は、当該土地を将来にわたり同図面に記載されている基準に適合するよう適切に管理いたします。なお、当該土地の所有権を移転又は管理者を変更する場合にあっては、本内容について、責任をもって承継いたします。

年 月 日

1	2	3	4	
道路となる敷地に関係のある権利の対象となる物件	1 欄の土地、建築物又は工作物の所在地	権利の種別	権利者の住所及び氏名	印
5 備考				

注意

- 1 1 欄には、土地、住宅、工場、広告塔等を記入してください。
- 2 3 欄には、1 欄のものについて権利の種別（所有権、賃借権等）又は管理者である旨を記入してください。
- 3 5 欄には、権利者について特記事項があれば記入してください。
- 4 権利者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 5 地番別及び権利の種別ごとに記入し、承諾を受けてください。印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。
- 6 道路の敷地となる土地の所有者以外にも、当該土地に関して管理者がいる場合は、3 欄に「管理者」と記載し、当該管理者の承諾も受けてください。

道路の位置の指定廃止承諾書

（申請者 ）申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定廃止については、異議ありません。

年 月 日

1	2	3	
廃止を受けようとする指定道路の所在地及び指定番号	権利の種別	権利者の住所及び氏名	印
4 備考			

注意

- 2欄には、1欄のものについて権利の種別（所有権、賃借権等）を記入してください。
- 権利者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

道路位置指定等事前協議書

年 月 日																
相模原市長 あて <div style="float: right; text-align: right; margin-right: 50px;"> 申請者 住所 (築造主) 氏名 電話番号 () </div>																
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定・廃止・変更を受けたいので、関係図書を添えて提出します。																
1	代理人 <div style="float: right; margin-right: 50px;"> 住所 氏名 (担当者:) 電話番号 () 資格名称 登録第 号 </div>															
2	申請区分 <input type="checkbox"/> 指定、 <input type="checkbox"/> 全部廃止、 <input type="checkbox"/> 一部廃止、 <input type="checkbox"/> 変更															
3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">申請区域</td> <td style="width: 20%;">① 地名地番</td> <td>相模原市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 申請区域面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 用途地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 防火地域</td> <td><input type="checkbox"/>防火地域、<input type="checkbox"/>準防火地域、<input type="checkbox"/>指定なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ その他地域地区</td> <td></td> </tr> </table>	申請区域	① 地名地番	相模原市		② 申請区域面積			③ 用途地域			④ 防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域、 <input type="checkbox"/> 準防火地域、 <input type="checkbox"/> 指定なし		⑤ その他地域地区	
申請区域	① 地名地番	相模原市														
	② 申請区域面積															
	③ 用途地域															
	④ 防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域、 <input type="checkbox"/> 準防火地域、 <input type="checkbox"/> 指定なし														
	⑤ その他地域地区															
4	指定等を受けようとする道路の地名地番及び地目 相模原市															
5	指定等を受けようとする道路の幅員及び延長 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50px;">幅員</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>メートル</td> </tr> </table>	幅員	メートル	延長	メートル											
幅員	メートル															
延長	メートル															
6	指定等を受けようとする道路が接続する道路 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50px;">法第42条第 項第 号道路</td> </tr> <tr> <td>幅員 メートル</td> </tr> </table>	法第42条第 項第 号道路	幅員 メートル													
法第42条第 項第 号道路																
幅員 メートル																
7	(廃止又は変更の場合) 従前の位置指定道路の番号及び年月日															
※	受付欄															

注意

- 1 申請者及び代理者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 代理人について担当者がいる場合は、担当者名を記載すること。
- 3 ※印の欄には記入しないでください。

要綱様式第2号

第 号
年 月 日

事前協議意見書

申請者（築造主）
様

相模原市長
(公印省略)

月 日に提出があった道路位置指定等事前協議書に係る意見は次のとおりです。

•

担当課
担当者
電話番号

第 号
年 月 日

確認結果通知書

申請者（築造主）

様

相模原市長

（公印省略）

月 日付で申請があった道路の位置の指定等について、支障がないことを確認しましたので通知します。

- 1 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番
相模原市
- 2 指定を受けようとする道路の幅員
メートル
- 3 指定を受けようとする道路の延長
メートル

（注意）

- 1 申請者は、工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し検査を受けること。
- 2 代理者及び工事施工者は、検査に立ち会うこと。

工事完了届

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 住所
(築造主)
氏名

年 月 日に申請した道路の位置の指定等に関する工事について、次のとおり完了したので届け出ます。

工事完了年月日	年 月 日
代理者	住所 氏名 (担当者:) 電話番号 () 資格名称 登録第 号
工事施工者	住所 氏名 電話番号 ()
指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番及び地目	相模原市
指定を受けようとする道路の幅員及び延長	幅員 メートル 、 延長 メートル
検査希望日	年 月 日
※ 備 考	立会者 代理者 _____ 工事施工者 _____ 検査員 _____

注意

- 1 申請者、代理者及び工事施工者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 代理者について担当者がある場合は、担当者名を記載すること。
- 3 ※印の欄には記入しないでください。

相模原市指令（ ）第 号
年 月 日

道路の位置の指定通知書

申請者（築造主）
様

相模原市長 印

年 月 日に申請があった道路の位置の指定申請について、建築基準法第42条第1項第5号の規定により次のとおり指定したので通知します。

- 1 指定番号
相模原市指令（ ）第 号
- 2 指定年月日
年 月 日
- 3 指定した道路の位置
相模原市
- 4 指定した道路の幅員及び延長
(1) 幅員 メートル
(2) 延長 メートル
- 5 備考

(注意) この通知書及び副本は、大切に保存しておいてください。

道路の位置の変更通知書

申請者（築造主）

様

相模原市長 印

年 月 日に申請があった道路の位置の指定の変更、廃止申請について、次のとおり変更したので通知します。

1 廃止した道路の概要

- | | | |
|-----------------|------------|---|
| (1) 従前の道路の指定番号 | 相模原市指令（ ）第 | 号 |
| (2) 従前の道路の指定年月日 | 年 月 日 | |
| (3) 廃止した道路の位置 | 相模原市 | |
| (4) 廃止した道路の幅員 | メートル | |
| (5) 廃止した道路の延長 | メートル | |

2 指定した道路の概要

- | | | |
|---------------|------------|---|
| (1) 指定番号 | 相模原市指令（ ）第 | 号 |
| (2) 指定年月日 | 年 月 日 | |
| (3) 指定した道路の位置 | 相模原市 | |
| (4) 指定した道路の幅員 | メートル | |
| (5) 指定した道路の延長 | メートル | |

3 備考

(注意) この通知書及び副本は、大切に保存しておいてください。

道路の位置の廃止通知書

申請者（築造主）

様

相模原市長 印

年 月 日に申請があった道路の位置の指定の変更、廃止申請について、次のとおり廃止したので通知します。

1 廃止番号

相模原市指令（ ）第 号

2 廃止年月日

年 月 日

3 廃止した道路の位置

相模原市

4 廃止した道路の幅員及び延長

(1) 幅員 メートル

(2) 延長 メートル

5 廃止した道路の従前の指定番号及び指定年月日

(1) 指定番号 相模原市指令（ ）第 号

(2) 指定年月日 年 月 日

6 備考

(注意) この通知書及び副本は、大切に保存しておいてください。

道路の位置の接続指定承諾書

(申請者) 申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の接続指定については、異議ありません。

年 月 日

1	2	3	
接続道路の所在地 及び指定番号	権利の種別	権利者の住所及び氏名	印
4 備考			

注意

- 1 2欄には、1欄のものについて権利の種別を記入してください。
- 2 権利者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 1欄には、接続する私道が法第42条第1項第5号に規定する道路の場合は、指定番号も記入してください。